

令和 2 年度「議会報告と町民（P T A）との意見交換会（地域フォーラム）」
開催要領

(1)開催趣旨:

芽室町議会では、『町民に分かりやすく、開かれ、行動する議会』を目指し、平成 25 年 3 月定例会において議会基本条例を議決し、同年 4 月 1 日から施行している。議会は、「議会活性化計画主要事業」の一つに『町民との意見交換会の深化と充実』を掲げ、多様な世代・立場の住民がまちづくりに関わる機会を設けることとしており、現在取り組んでいる議会活動の内容を報告し、町民の皆様とともに「まちづくり」を考える機会とするために「議会報告と町民との意見交換会」を開催する。

(2)主催:

芽室町議会

(3)基本理念:

『町民に分かりやすく、開かれ、行動する議会を目指して』
議会基本条例に基づき、身近な地域課題・行政などへの御提言・御意見をいただき、議会活動につなげる。

(4)令和 2 年度の議題:

① 議会からの問題提起 ～ 今年度の重点課題

[総務経済常任委員会]: ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

[厚生文教常任委員会]: ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

② 皆さんからの提言・意見

(5)参加対象者:

町内小中学校単位の P T A（6 団体）

(6)開催日程及び開催場所:

3 班集体で行う。ただし、P T A の人数によって柔軟に対応するものとする。
基本的に 1 0 月から 1 1 月末までの期間とし、具体的には各 P T A が指定する日程及び場所とする。なお、各 P T A が開催場所を指定できない場合は、議会から場所の提供を行うものとする。また、参加者の環境が整えば、タブレット端末を用いたオンライン意見交換の開催も検討する。

各班の出役日時及び担当地区については、随時変更もあり得る。
班内の分担（進行、記録）は、班内で協議し決定すること。

班	担 当 議 員 名◎はリーダー				
1 班	◎正村紀美子 (総務経済)	渡辺洋一郎 (厚生文教)	広瀬 重雄 (厚生文教)	寺町 平一 (厚生文教)	黒田 栄継 (総務経済)
	担当地域: 西小学校、西中学校				
2 班	◎立川 美穂 (厚生文教)	中村 和宏 (総務経済)	西尾 一則 (総務経済)	堀切 忠 (総務経済)	橋本和仁 (厚生文教)
	担当地域: 上美生小中学校、南小学校				
3 班	◎梶澤 幸治 (厚生文教)	鈴木 健充 (総務経済)	柴田 正博 (総務経済)	中田智恵子 (厚生文教)	常通 直人 (厚生文教)
	担当地域: 芽室小学校、芽室中学校				

※令和元年と同じ編成

(7)実施方法:

- ① 全議員が参加するものとし、3班に分けて実施する。
- ② あらかじめグループリーダー、進行、記録者を決定し、リーダー会議を行い、共通認識を持つ。
- ③ 資料説明等ではタブレット端末機を積極的に活用する。
- ④ 意見交換手法はワークショップなど多様な手法を採り入れるよう工夫を行う。
- ~~⑤ 意見交換途中・最後を問わずグループ間の情報共有の時間を設ける。~~
- ⑤ 出された意見については「議会報告と町民との意見交換会」の意見・提案・要望等の取り扱いフローに則り、整理する。
- ⑥ 役割及び分担
 - ア 全体統括・企画： 議会運営委員会で行う。
 - イ 配付資料の作成： 事務局で作成する。各常任委員会が説明すべき事項等は各委員会で作成し共有する。資料の事前配布をして当日説明を効率化する。
 - ウ 意見交換会参加者アンケートの作成： 事務局で作成した様式に記載願い、概ね1週間以内に議長に提出する。
 - エ 会場の設営等： 各PTA会長・事務局と連絡調整し、各班が担う。
 - オ 議会報告及び答弁等： 議会運営委員、各常任委員が行う。
 - カ 記録： 指定様式により、各班内で速やかに「会議記録」としてまとめる。会議記録は、分野ごとに区分するなど、後日、委員会が協議・調査資料として活用しやすいよう、注意すること。
まとめた会議記録は、議長に提出し、PTAに報告する（会議記録の報告期限は意見交換後2週間以内とする）。

記録写真の撮影も各班で担当者を決め、データ等を事務局に届ける。

(8)「議会報告と町民との意見交換会」の進行(各班共通):

[時間の目安]

- | | |
|----------------------------|-----|
| ① 開会あいさつ (各団体) ※司会進行 (各団体) | 3分 |
| ② 日程の説明 (各団体) | 2分 |
| ③ 議員自己紹介 | |
| ③ 議会報告 | 10分 |
| ④ 意見交換(質疑応答) | 70分 |
| ⑤ 閉会あいさつ (各団体) | 3分 |

※全体時間を「90分以内」として開催する。

※状況等に応じ団体と議員との協議により、役割を分担しても差し支えない。

(9) 報告書配付:

参加者へ後日配布する(郵送等)。報告書の内容は、

- ① 出された意見及びその意見に対する回答文
- ② 意見交換会参加者アンケートの結果内容
- ③ その他

(10) 傍聴:

- ・少人数による開催の趣旨から、傍聴は控えるものとする。
- ・特別の場合を除き、事務局職員の同行もしないものとする。

(11) 新型コロナウイルス感染症対策:

・「北海道スタイル」を遵守した開催とする。(別紙 参考:参照)

- 手を洗う・手指消毒を徹底する
- マスク着用など咳エチケットを徹底する
- こまめな換気を行う
- 3つの密を避ける



○芽室町議会「議会報告と町民との意見交換会」の実施規程

(平成 24 年 4 月 12 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、芽室町議会基本条例（平成 25 年芽室町条例第〇号）第 8 条に規定する議会報告と意見交換会（以下「意見交換会」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第 2 条 意見交換会の種類は、次のとおりとする。

- (1) 地域との意見交換会 あらかじめ議会が定めた議題について、町の区域を議会が別に定めるところにより指定する地区（以下、「地区」という。）を基本単位として実施する意見交換会をいう。
- (2) 団体との意見交換会 議会が取り組む政策立案等について、関係ある町民団体等と実施する意見交換会をいう。
- (3) 議会報告会 意見交換会に合わせて、議会活動などについて伝える機会をいう。

(地域との意見交換会の実施)

第 3 条 地域との意見交換会は、前条（1）により定めた地区において年 1 回実施する。

2 議会は、地域との意見交換会の開催日時、会場等について、議会だより及び町議会のホームページ等への掲載、開催地区における開催案内文書の回覧等の方法により、広く周知を図るものとする。

(団体との意見交換会の実施)

第 4 条 団体との意見交換会は、教育、文化、福祉、産業等の分野ごとに行う意見交換会であるところから、常任委員会において政策立案等を実施するため必要に応じて開催するほか、町民団体等の要請に応じて開催するものとする。

(議員の留意事項)

第 5 条 意見交換会において、出席する議員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 町民の多様な意見を把握し、議会内での議論・政策形成につなげていくために、町民の意見・要望の意図・真意等を聴取すること。
- (2) 町民から意見、質問に対する返答等を求められた場合には、議会としての考え方、議論の経過等を説明することとし、議員個人としての見解を述べないこと（議員個人の考えを求められた場合その他個人の見解を明らかにする必要がある場合を除く。）。
- (3) 執行機関の立場での説得的な説明、答弁等は行わないよう留意すること。

(意見等の集約)

第6条 意見交換会に出席した議員は、町民の意見及び提言その他意見交換の内容(以下、この条において「意見等」という。)について、要点をまとめ記録したうえで別に定める様式により議長に報告するものとする。

2 議長は、前項の規定により報告を受けた意見等の整理及び検討について、議会運営委員会に依頼するものとする。

3 議会運営委員会は、前項の規定により意見等の整理及び検討について議長の依頼を受けたときは、議会における当該意見等への対応を協議し、その結果を議長に報告するものとする。

4 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、今後の議会運営において適切に対処するものとする。

(報告書の公表)

第7条 議会は、前条の規定により集約した意見等について、当該意見等に対する議会の対応と併せて議会だより及び議会ホームページ等において公表するものとする。

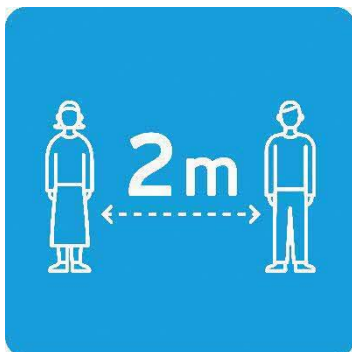
(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、意見交換会の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

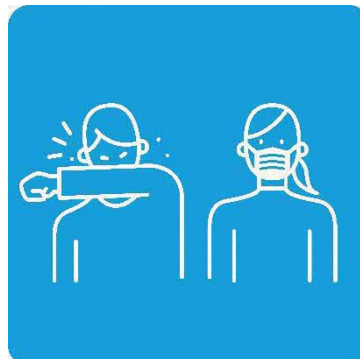
道民の皆さまへ「新しい生活様式」の実践をお願いします



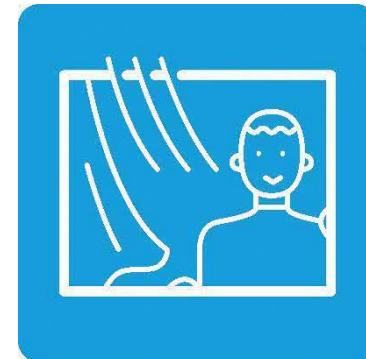
いまは、
きよりをとって



手を洗おう



咳エチケット



換気をしよう



3つの「密」を
さけよう



テイクアウトや
デリバリーも



オンラインを
上手に使おう



新北海道スタイル

「新北海道スタイル」はじめよう。

「北海道スタイル」について (1 / 2)

新型コロナウイルスとの闘いが長期化している中、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けた、新しいライフスタイルやビジネススタイル、それが「北海道スタイル」です。

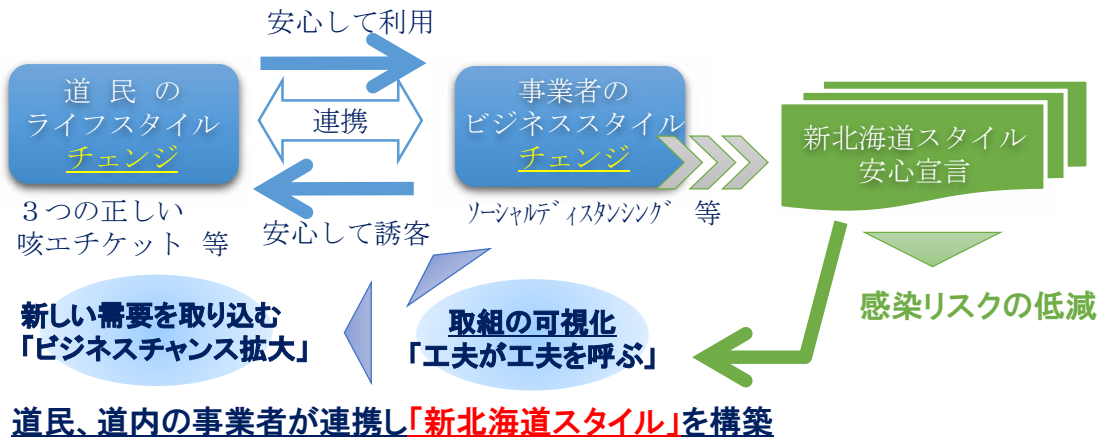
北海道スタイルとは

新型コロナウイルスとの闘いが長期化しています。
 私たちは、国が示した「新しい生活様式」の北海道内での実践に向けて、
ライフスタイル、ビジネススタイルを変革しなければなりません。
 北海道に関わる全ての方々の知恵を集め、取組を可視化し、
 道民と事業者が連携しながら、北海道全体で感染リスクを低減させる、
 そして、事業継続やビジネスチャンス拡大につなげていく。
 それが「**北海道スタイル**」です。
 道民の皆様が心をついに、コロナに強い
 新たなステージの北海道を目指しましょう。

北海道知事 鈴木 直道  北海道

目指す姿

道民と事業者の連携モデル



「北海道スタイル」安心宣言

事業者の皆様に取り組んでいただきたい7つのポイント

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みましょう。
2. スタッフの健康管理を徹底しましょう。
3. 施設内の定期的な換気を行いましょ。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行いましょ。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みましょ。
 - ・ 一定の距離(2m程度)の確保
 - ・ 間仕切りなどの活用や人数制限、空席の確保など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけましょ。
7. お店の取組をお客様に積極的にお知らせましょ。

「北海道スタイル」安心宣言

私たち事業者は、
 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、
「7つの習慣化」
 に取り組みます！

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
 - ・ 一定の距離(2m程度)を確保するソーシャルディスタンス。
 - ・ 間仕切りなどの活用。
 - ・ 人数制限や空席の確保。
 - ・ 時差出勤、テレワーク など
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、
 お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。
 (感染症対策の可視化(見える化))

(店名)〇〇〇〇〇〇

「新北海道スタイル」道民運動の展開

道民と事業者双方が、感染リスクを低減させる
「新しい生活様式」を実践、可視化



北海道らしいライフスタイル、
ビジネススタイルとして日常に浸透・定着



道民の 皆さま



いまは、
きまりをとって



手を洗おう



咳エチケット



換気しよう



3つの「密」を
さげよう



テイクアウトや
デリバリーも



オンラインを
上手に使う

事業者 の 皆さま



マスク着用・
手洗いを徹底します



健康管理を
徹底します



こまめに換気します



消毒・洗浄します



一定の距離を
とっています



お客さまへ咳エチケット・
手洗いをお願いします



取組を
お知らせします

【具体的な取組】

○PR活動

(新聞広告、動画配信、ポスター・チラシ作成)

○取組の可視化促進

(商工団体等による施設・店舗への巡回訪問、
ステッカー作成・配布)

○「新北海道スタイル」推進協議会(仮称)の設置等

○北海道コロナ通知システムの普及促進(詳細はp20)

【お問合せ先】

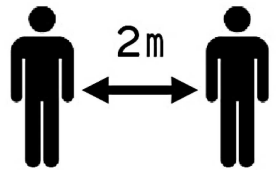
北海道経済部経済企画局経済企画課
TEL: 011-206-0287

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>

右QR
コード
からも



一人ひとりができる基本的な感染対策



できるだけ
2m空ける



会話は
真正面避ける



マスク着用



必ず手洗い



こまめに
換気

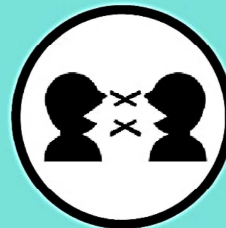
日常生活の基本的な生活様式



買い物は
すいた時間に
一人か少人数で



密集を
避ける



密接を
避ける



密閉を
避ける



咳エチケット

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成